



JAL不当解雇撤回ニュース

No491 号 2016.04.15
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.co>

大阪高裁が逆転不当判決(客室乗務員裁判) 常識外れの異常な判決!!

2010年大晦日に解雇された165人の中の一人が、解雇撤回を求めて大阪で争っていた控訴審で、大阪高裁は一審の大阪地裁判決を覆し、解雇を有効としました。

当該客室乗務員は、2010年10月19日に病気休職から職場復帰していたにもかかわらず、会社が決めた復帰日(9月27日)に復職していなかったために整理解雇されました。

無謀極まる悪質な大阪高裁判決

大阪高裁(佐村博之裁判長)判決の特徴は、第一に会社主張を丸呑みしたもので、かつ整理解雇の要件を満たしていると判断したことです。これに加えて判決は、人員削減目標を達成して稼働人員数が下回っているにもかかわらず、人員削減の必要性を認めて解雇を有効とするもので、前代未聞の極めて乱暴な判決です。また、解雇の合理性は、解雇後の事情には関係がない、と踏み込んだ悪質なものです。

将来の会社への貢献についても、年齢の高い人は若い人に比べて劣るとして、解雇の選考基準の合理性を認めています。更に、過剰な人員削減で航空機の円滑な運航に支障が生じる恐れがある等の状況があったとは認められない、と整理解雇後の日航の状況を無視しています。

安倍政権の雇用破壊(解雇自由化)の後押しをする大阪高裁判決!

人員削減目標を達成していても解雇の合理性を認めた大阪高裁判決の特徴は、まさに「首切り自由」の後押しをするものです。165人の解雇撤回を求めていた裁判では、昨年2月最高裁で棄却され東京高裁の不当判決が確定しましたが、この大阪高裁判決はより悪質なものです。

このような司法判断が続くことは、司法が行政の下に置かれることでもあり、民主主義の危機であり、到底認められません。原告は最高裁に上告しました。

不当労働行為裁判

最高裁に団体署名追加提出 4745筆に!



要請を行う JAL3 労組・原告団・支援共闘の代表

JALが東京高裁判決を不服として上告した行政訴訟(管財人による不当労働行為裁判)で、4月7日、当該の乗員組合とCCUは、法を守らないJALに安全運航は担えない、違法体質を改めさせるために、早期棄却を求める団体署名を最高裁に提出しました。今回は1345筆を提出し、合わせて4745筆になりました。